FP ENCYCLOPEDIA SPECIALTY EDITION

# シニアライフ相談室

## 取扱説明書

・本ソフトウェアはMicrosoft Excel上で作動します。お使いになるには別途Excelが必要です
（Excel97/2000/2002/2003対応）
・本ソフトウェアは平成17年4月時点の税率・料率・制度内容に基づき作成されています
計算結果については概算で算出するものもあり、実際の計算結果と相違する場合があります
・本ソフトウェアを運用した結果の影響については一切責任を負いかねますのでご了承ください
・本ソフトウェアの仕様は将来予告なしに変更することがあります

株式会社 エフ・エー・ピー
Financial Planners' Associate Products

〒556-0016 大阪市浪速区元町2-8-4
TEL(06)6648-7657 FAX(06)6648-7658

## ■「シニアライフ相談室」インストール方法と注意事項

この度は、年金コンサルティングソフト「シニアライフ相談室」を御購入頂き、誠にありがとうございます。
「シニアライフ相談室」に関しては、ご使用の前に下記内容を御確認下さい。

■Microsoft Excel（表計算ソフトについて）
本ソフトはExcel上で作動します。Excelがインストールされていない場合ご使用になれません。
（Excel97.2000.2002.2003対応） またExcelは当製品には含まれておりません。

■インストール方法
① CD-ROMが自動再生の設定になっている場合、CD-ROMドライブに「シニアライフ相談室」CDを挿入すると自動的にインストールが開始されます。
インストール画面が表示されない場合はExplorerでCDを開き、Setup.exeをダブルクリックして下さい。
② インストール画面の指示に従い、インストールを行います。
③ インストールはCドライブ￥Program Files¥FAPが指定されます
インストール先フォルダーを変更した場合プログラムが正常に作動しない場合があります。
ハードディスクの容量等の問題で他のドライブやフォルダーを指定したい場合、当社にご連絡下さい
④ インストールが完了するとデスクトップに[FAP]のショートカットが作成されます。
ショートカットをダブルクリックするとソフトが起動します。

■アンインストール方法
[スタート]→ [設定]→ [コントロールパネル]→ [アプリケーションの追加と削除] よりソフトウェアー覧から[シニアライフ相談室]を選択し[追加と削除]をクリックしてください。 アンインストールを行っても顧客データは削除されません。再インストールによりそのままご利用いただけます。

■注意事項
本製品はマクロを使用しているためソフトスタート時の表示より「マクロを有効にする」を選択してください
また、マクロセキュリティレベルが「高」の場合使用できません。「中」に変更してください
変更方法はExcel画面から「ツール」→「マクロ」→「セキュリティ」→「マクロセキュリティレベル設定」で「中」を指定してください

■システム要件

| | |
|---|---|
| ・ オペレーティングシステム | Windows 98/Me/NT/2000/XP |
| ・ CPU | Pentium Ⅱ 以上 |
| ・ メモリ | 256Mバイト以上推奨 |
| ・ ハードディスク | 50Mバイト以上の空き容量 |
| ・ モニタ | 画面解像度1024×768 256色以上 |
| ・ プリンタ | A4カラープリンタ推奨 |

Windows、WindowsNTは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です

以上

平成17年6月

《本製品のサポート窓口》

サポート専用電話
IP-TEL：050-3347-8396

株式会社FAP
〒556-0016 大阪市浪速区元町2丁目8番4号
難波レジデンスビル9F
Tel:06-6648-7657 Fax:06-6648-7658
E-Mail:life@fap-net.co.jp

## ■パスワードの登録

個人情報保護のため、プログラム起動時にパスワード入力を必要とするよう設定ができます。
操作が煩雑になりますが、顧客の情報を他人の目にふれさせないことも営業上大切な責任です。
購入後最初にプログラム起動時にパスワードを登録の画面が表示されます。　（画面①）
2回目以降にプログラム起動時には登録したパスワードの入力が必要となります。　（画面③）
登録したパスワードを変更するときはＴＯＰ画面の「パスワード変更」ボタンをクリックします。
画面②が表示されますので新しいパスワードを設定してください。

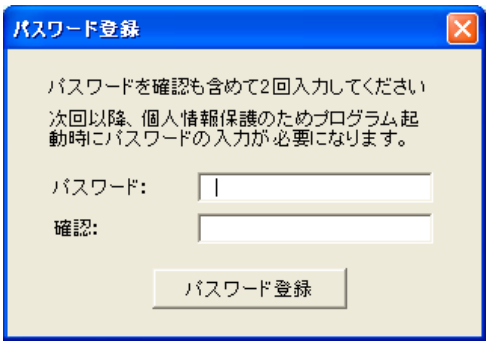


画面①

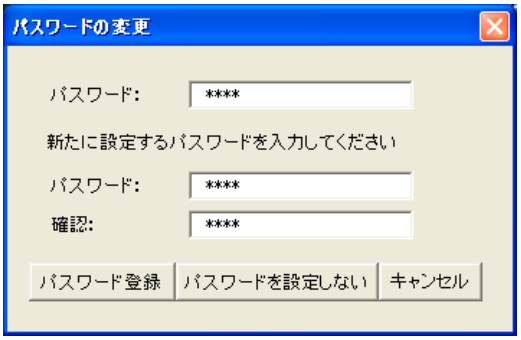


画面②

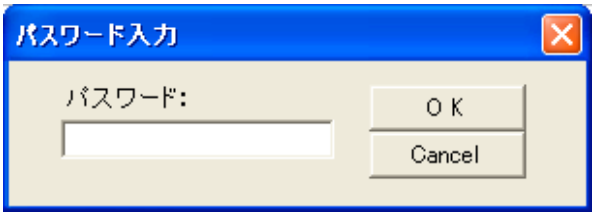


画面③

画面②において「パスワードを設定しない」をクリックするとパスワードなしでプログラムを起動することができますが個人情報保護のためパスワードの設定をおすすめします。
もしパスワードを忘れた場合はプログラムを使用できなくなりますのでご注意ください。

## ■本ソフトにおける生年月日の入力方法

・画面、帳票における年齢表示は税務年齢（12月末日の年齢）で行います。満年齢ではありません。
・西暦/和暦のどちらでも入力が可能です（表示はすべて和暦で表示されます）
・年齢入力方法
　昭和生まれの場合、年度の前に「ｓ」をつけます
　平成生まれの場合、年度の前に「ｈ」をつけます
　いずれも英小文字でけっこうです
　右図を参照ください

| |
|---|
| 2004 年 06 月 01 日 |
| s23 年 09 月 09 日 |
| h15 年 10 月 20 日 |

年：の入力 西暦で入力の場合、4文字入力すると自動的にカーソルが「月」へ移動します
　和暦で入力の場合、3文字入力すると自動的にカーソルが「月」へ移動します
月：の入力 2文字入力すると自動的にカーソルが「日」へ移動します
　2文字の入力がないと自動的にカーソルの移動はありません。したがって1～9月までの入力は「01」～「09」といった入力を行う必要があります。
日：の入力 2文字入力すると自動的に年齢計算を行います。
　入力された日付が間違っている場合（日付と認識できない場合）エラーメッセージが表示され、入力された数値が消去されます。

■TOP画面

## 旧製品からアップグレードいただいた方へ……操作方法の変更点と注意事項

2005年版では旧製品にくらべ操作方法や機能に各種の変更が生じています。
操作に際しては、以下の点にご注意ください。

① 顧客管理画面において「扶養」選択コンボボックスに「青色専従者」および「白色専従者」の区分を設けました。これは弊社「FP ENCYCLOPEDIA」において配偶者控除を計算する際に使用するもので、本「シニアライフ相談室」においては必要ない項目ですが、顧客管理画面は弊社の他のソフトと同一のものを使用しているため表示されます。

② 顧客管理画面において、ご家族の「姓」は任意入力項目です。しかし入力がない場合は帳票において「名」のみの表示となります。
「姓」「名」を帳票に印字したい場合、入力画面において「配偶者」と「家族①～④」のボタンをクリックすると、世帯主と同一の「姓」が入力ボックスに入力されます。

③ 数値を入力する場合、3桁区切りの「,」を自動的に付加するよう改良いたしました。
これにより大きな数値の入力が容易に行えるようになります。

④ 年金加入歴の入力方法を大幅に変更しました。
年金の加入歴には、20歳前の厚生年金加入期間、カラ期間、学生納付特例期間、免除期間中高齢の特例期間等々、年金計算において考慮しなければならないものが多数あります。
これらを正確に判定するために加入歴の入力方法を大幅に変更いたしました。

## ■顧客管理

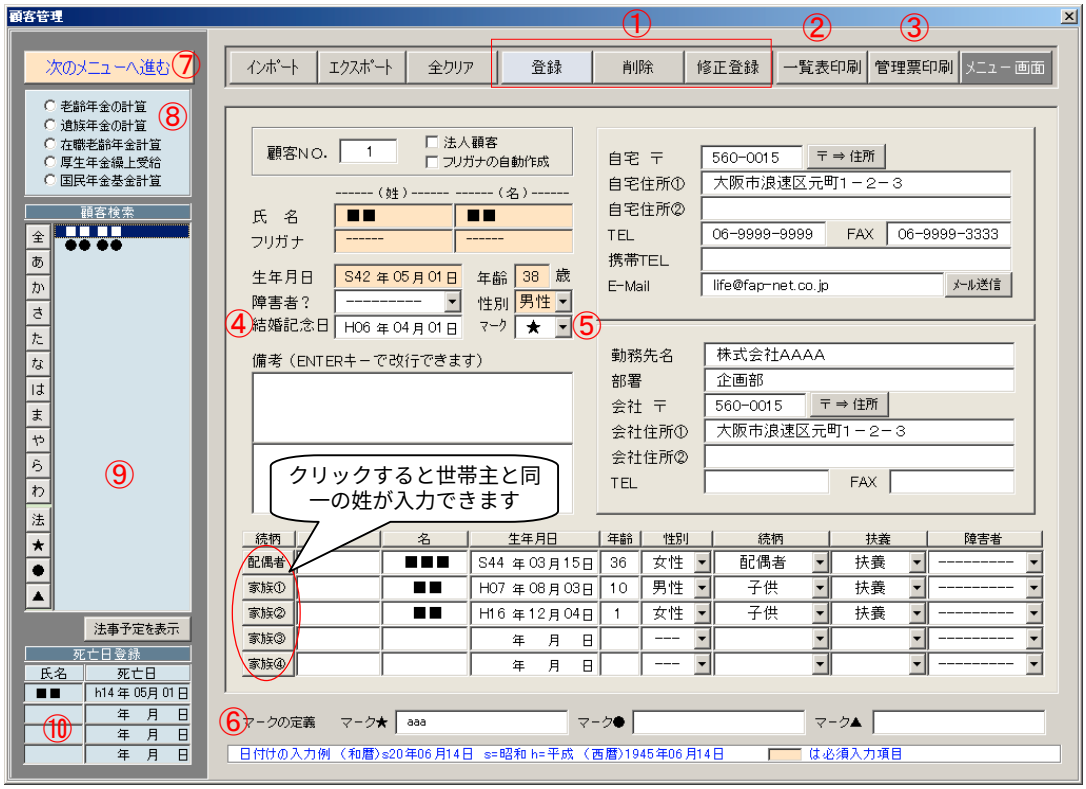


本ソフトにおいては各種計算において生年月日等の世帯情報を必要とします。
本顧客管理画面においてあらかじめ顧客情報の登録を行うことにより、各計算画面より顧客情報を呼び出すことが可能となります。まず最初に顧客情報を入力・登録してください。

① 顧客情報を入力後「登録」ボタンをクリックすると入力された顧客情報を保存します。
呼び出した情報を修正、削除する場合はそれぞれ「修正登録」「削除」ボタンをクリックします。
② 登録された顧客の一覧表を印刷します。住所録・電話帳として活用できます。
③ 世帯単位で家族情報を印刷します。顧客管理表として活用できます。
④ 結婚記念日は寡婦年金の支給判定をします。任意入力項目ですので入力しなくてもかまいません。
その場合遺族年金画面において「結婚後10年以上経過」のチェックが必要です。
⑤ マークをつけることで顧客の分類が可能です。特定のマークをつけた顧客の呼び出しができます。
⑥にマークの定義を入力することができます。企業別の顧客管理等にご利用ください。
⑦ 呼び出した顧客データをもとに次に行う作業を選択します。⑧の中より次に行いたい作業を選択し、「次のメニュー」ボタンをクリックすると該当の入力フォームが開きます。
⑨ 顧客氏名が表示されます。表中の氏名をクリックすると顧客情報が各項目にセットされます。
登録顧客が多い場合、左側「全」～「▲」の項目をクリックすると該当顧客が検索表示されます。
「あ」～「わ」までは顧客フリガナの最初の1文字で検索されます。フリガナの入力が必要です。
「全」は全員を表示「法」は法人名を表示します　登録時に「法人顧客」のチェックが必要です。
⑩ ご家族、親戚等の死亡日を入力しておけば法事予定を一覧表示することができます。
法事予定は意外とわからなくなることがあります。冠婚葬祭を大切にされる方には重宝です。

EXCEL2000～2003を使用の場合、自動的にフリガナを作成します。EXCEL97ではフリガナ作成の機能がないため手入力が必要です。フリガナは必須入力項目です

## ■顧客データのインポート･エクスポート

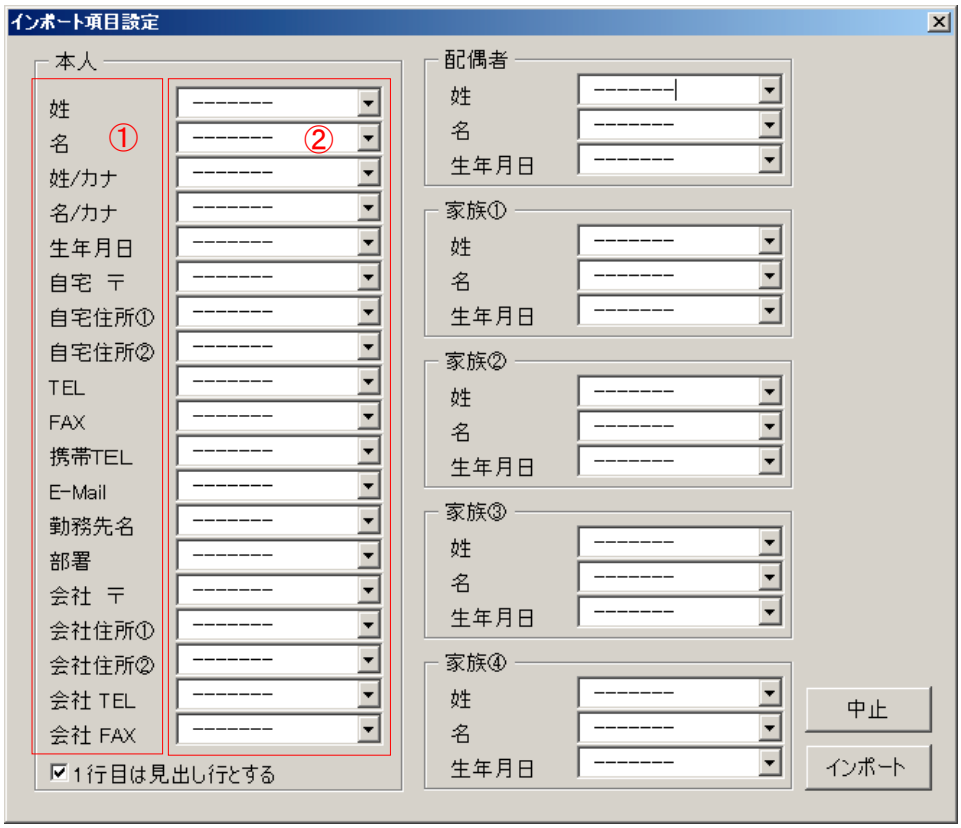


本ソフトではお手持ちの住所録から顧客データをインポートしてご利用いただくことができます。
以下の手順でデータのインポートを行ってください。

Ⅰ 顧客データをCSV（カンマ区切り文字）ファイルに変換してください。
■他の住所録ソフトで作成した顧客データの場合
住所録ソフトで作成済住所録を呼出し「名前をつけて保存」→「CSVファイル」を選択。
■EXCELで作成した顧客データの場合
EXCELの保存メニューから「名前をつけて保存」→「ファイル形式CSV形式」を選択。
Ⅱ インポートボタンをクリックするとファイル選択ダイアログが表示されます。
表示されたファイル一覧から読み込むCSVファイルを選択してください。
Ⅲ CSVファイルの読み込みが完了すると上記インポートフォームが表示されます。
①の部分が本ソフトの顧客管理入力項目です。
②の部分に読み込んだCSVファイルのデータ項目が表示されます。
③本ソフトの項目にCSVファイルのどの項目を割当てるか選択します。
④全ての項目を割り当てたら「インポート」ボタンをクリックするとインポート完了です。

本ソフトでは顧客氏名を「姓」と「名」に分けて使用しています。読み込むデータが
姓と名に分離されていない場合、正確なデータのインポートができません。
CSVファイル作成の際、顧客氏名を「姓」と「名」に分離して作成することが必要です

また、本ソフトの顧客データを他の住所録で使用できるよう、CSVファイルでエクスポート
することができます。顧客管理画面から「エクスポート」ボタンをクリックしてください。

## ■遺族年金の計算

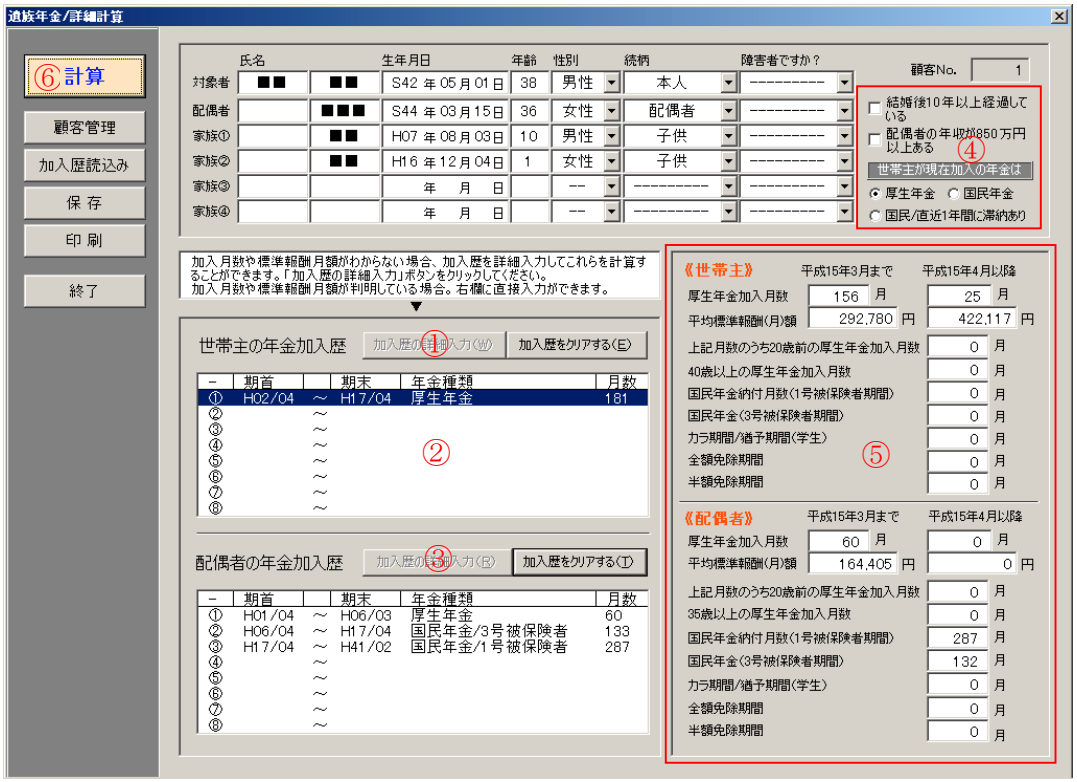


遺族年金を計算するために年金加入歴を入力します。加入歴の入力には2つの方法があります。
入力方法（1）…①③のボタンをクリックし表示された入力フォームに加入歴を入力します。
入力方法（2）…⑤の欄に加入月数や平均標準報酬(月)額を直接入力します。
平均標準報酬(月)額等が不明の場合は入力方法（1）により加入歴の詳細入力を入力を行ってください。②および⑤に加入歴の内容が計算・表示されます。
加入歴の詳細入力については次ページの説明をお読みください。
④の欄も計算に必要な項目です。直近1年間に滞納の有無は忘れずにチェックしてください。
入力が完了したら⑥の「計算」ボタンをクリックしてください。
計算が完了したら「不足資金の計算を行いますか？」のメッセージが表示され、「はい」を選択した場合下図の入力フォームが表示されます。
ここでは配偶者が平均余命まで生存の場合の不足資金を計算します。

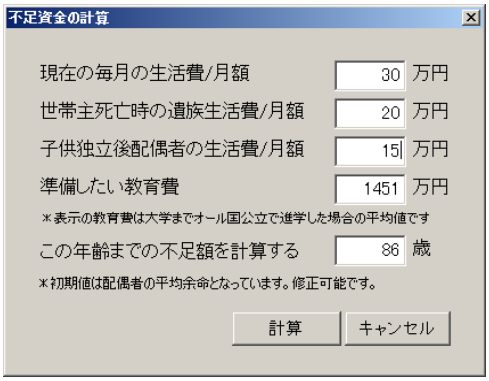


不足資金は簡易計算により、基本生活費の不足分とお子様の平均的な教育費のみを不足資金として計上します。
本来ならば預貯金の額や死亡退職金・葬儀費用などを考慮する必要があります。
お子様の進学資金はオール国公立、自宅から通学の場合の平均値です。
より正確な不足資金の計算には別売の弊社ライフプラン作成ソフト「That's Life」等をご利用ください。

## ■年金加入歴の入力

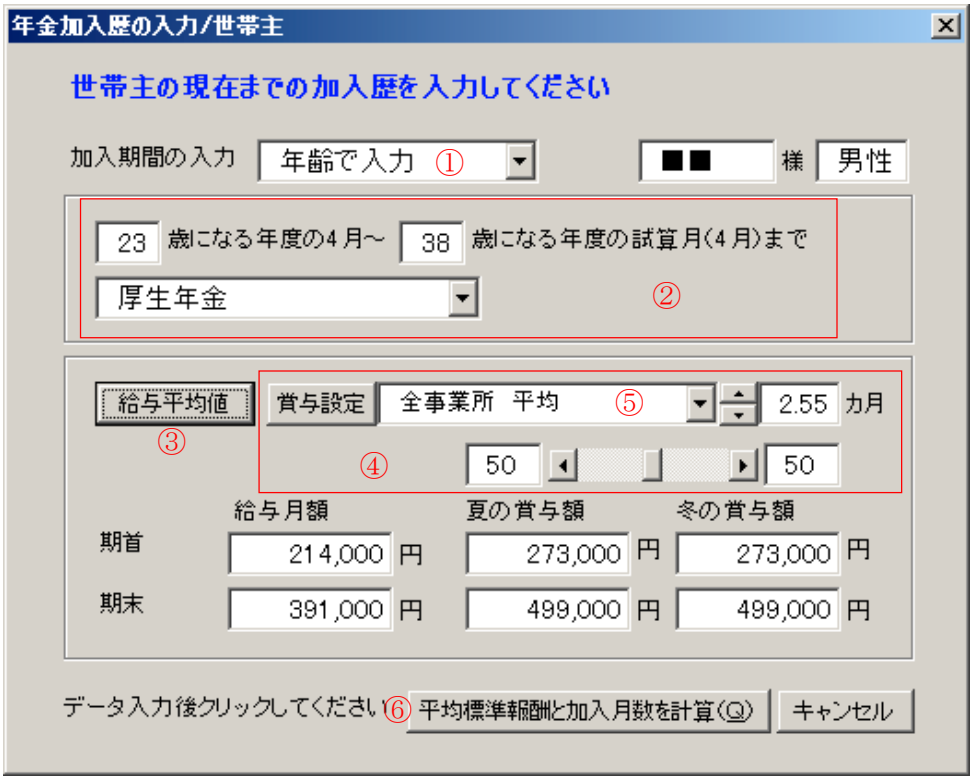


年金加入歴を入力すると加入月数や平均標準報酬(月)額を計算することができます。

① 加入歴を年齢で入力するか年月で入力するか選択できます。

② ■加入歴を年齢で入力する。
遺族年金算出のため本人の加入期間は4月から試算月まで加入したものとします。
配偶者の場合4月～3月まで　60歳時は誕生月までを加入期間として取り扱います。
3月が誕生月の場合、4月から加入として取り扱うため20歳～60歳まで加入としても
479月が加入期間となります。（3月は国民年金滞納として取り扱います）
■加入期間を年月で入力する　（昭和○年○月～平成○年○月）
この場合入力した年月を加入期間として取り扱います。加入期間を正確に計算できます。

③ 加入期間ごとに期首の給与、期末の給与を入力します。
初任給等がわからない場合③のボタンをクリックすると平均的な給与を表示します。
平均値は厚生労働省「決まって支給する現金給与額/全企業平均」を使用しています。
試算対象者の給与額と相違する場合、入力値を修正してください。

④ 賞与の額は初期値では全事業所平均値2.55カ月として表示されます。
従業員規模により賞与額は大きな差があります。⑤で企業規模を選択できます。

⑥ 入力が完了したら⑥のボタンをクリックしてください。試算者の場合現在の年齢まで、
配偶者の場合は60歳までの年金加入歴を入力します。

（注意）　本ソフトでは入力された給与・賞与をもとに内蔵された年度ごとの賃金上昇カーブに
より平均標準報酬(月)額を計算しますが、あくまで推計値です。
社会保険庁より詳しい平均標準報酬(月)額を入手できる場合は、前画面において直接
数値を入力してください。

## ■老齢年金の計算

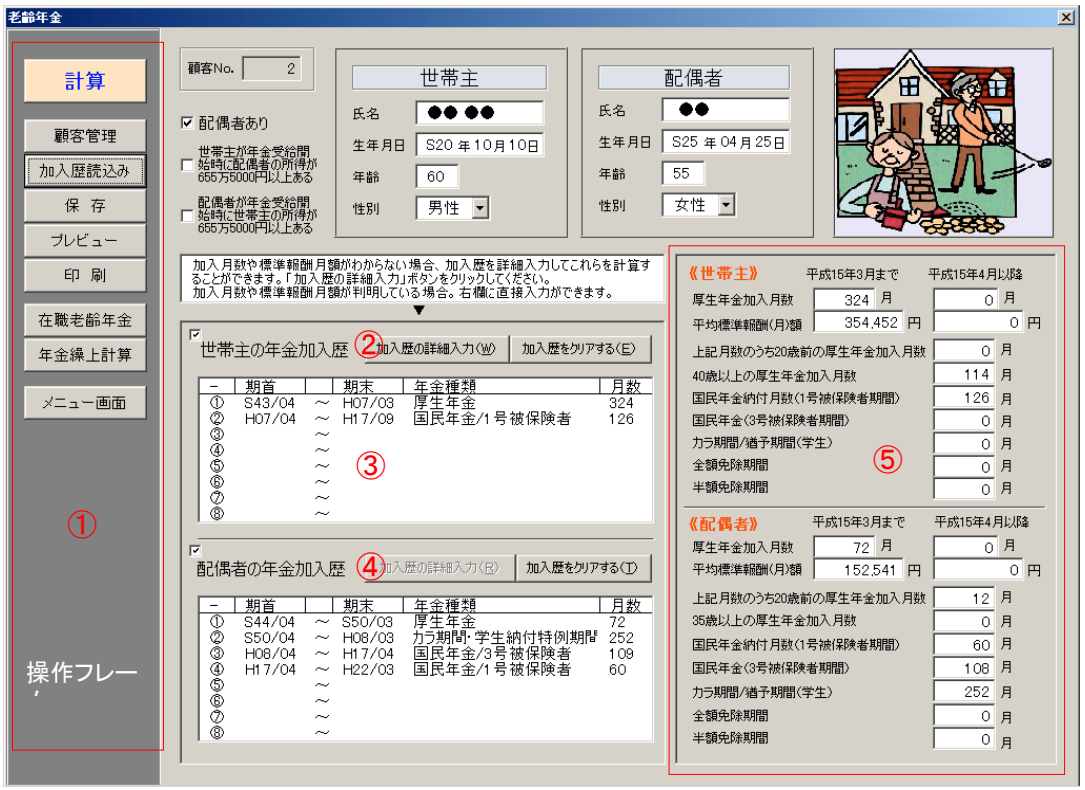


世帯主・配偶者の老齢年金計算を行います。
氏名・生年月日等の世帯情報は顧客管理画面で入力を行います。本画面では入力はできません。

《平均標準報酬(月)額の推計》
厚生年金受給額の計算には平均標準報酬(月)額を必要としますが、60歳まで5～10年を残している若年者の場合、60歳までの正確な平均標準報酬(月)額を予測することは極めて難解です。
本機では厚生労働省の統計データ「賃金センサス　毎月決まって支給する賃金月額」昭和34年以降を内蔵しており、生年月日による平均的な給与上昇カーブと、入力された試算対象者の給与賞与をもとに独自の方法で各年度の給与を予測、平均標準報酬(月)額を推計しております。
あくまで推計値であり、正確なものではありませんのでご注意ください。

《給与・賞与から平均標準報酬(月)額を求める場合》
②④のボタンをクリックすると年金加入歴の入力画面が表示されます。（詳細は前ページ参照）
世帯主・配偶者とも60歳までの加入歴を入力してください。

《平均標準報酬(月)額と加入月数を直接入力する場合》
⑤の欄の該当する項目欄に直接数値を入力することができます。
平均標準報酬(月)額や加入月数が判明している場合はこちらを選択してください。

加入歴の入力が終了したら操作フレーム①の「計算」ボタンをクリックし年金額の計算を行います。
計算完了後メッセージが表示されライフプラン入力画面へ移動します。
また、操作フレームには「在職老齢年金」「年金繰上計算」といったボタンが配置されています。
老齢年金計算後にそれぞれの計算を行う場合クリックしてください。

## ■老後のライフプラン作成

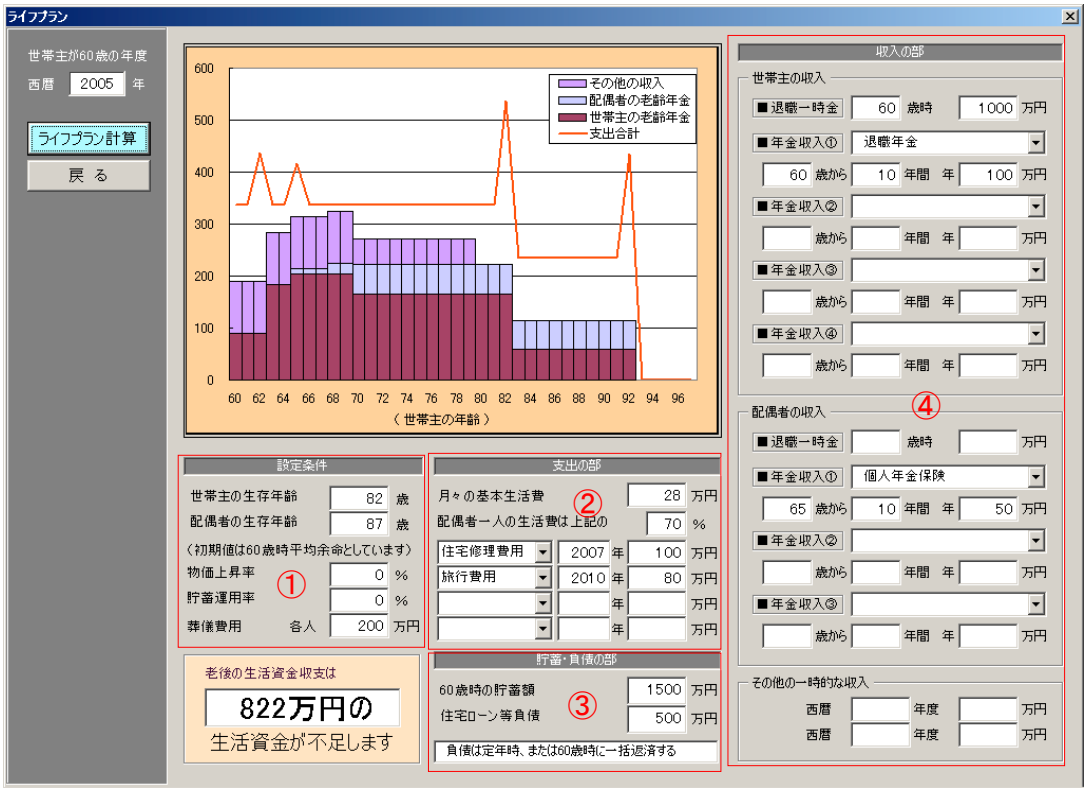


計算された年金受給額とその他の収支をもとに、世帯主が60歳以降の老後のライフプランを作成し、老後資金が十分準備されているかを検証します。

①設定条件
- 世帯主・配偶者の生存年齢は試算時の年齢での平均余命が表示されます。修正可能です。
- 物価上昇率・貯蓄運用率を設定します。初期値は「0%」となっています。
- 葬儀費用は世帯主・配偶者とも各200万円に設定されています。修正可能です。

②支出の部
- 月々の基本生活費…ご夫婦二人の老後の生活費を入力します。
- 世帯主が死亡した後、配偶者一人の生活費を設定します…初期値は基本生活費の70%
- 子供の結婚費用や自動車の買い換え費用といった、一時的な支出を4件まで入力できます。

③貯蓄と負債
- 60歳時点での貯蓄額と住宅ローン等の負債があれば入力します。
  ライフプランの作成に当たっては、負債を60歳時に一括返済するものとして計算します。

④収入の部
- 退職一時金があれば入力します。
- 各種の年金収入を入力することができます。
  退職年金・個人年金保険・国民年金基金・確定拠出年金・小規模企業共済…等の収入
- 保険の満期等、一時的な収入があれば2件まで入力できます。

老後資金の準備が十分かどうか検証することが目的のため、60歳以後の再就職については考慮しておりません。再就職を考えなくてもよい老後のための貯蓄計画をたてたいものです。

## ■在職老齢年金と雇用継続給付金の計算

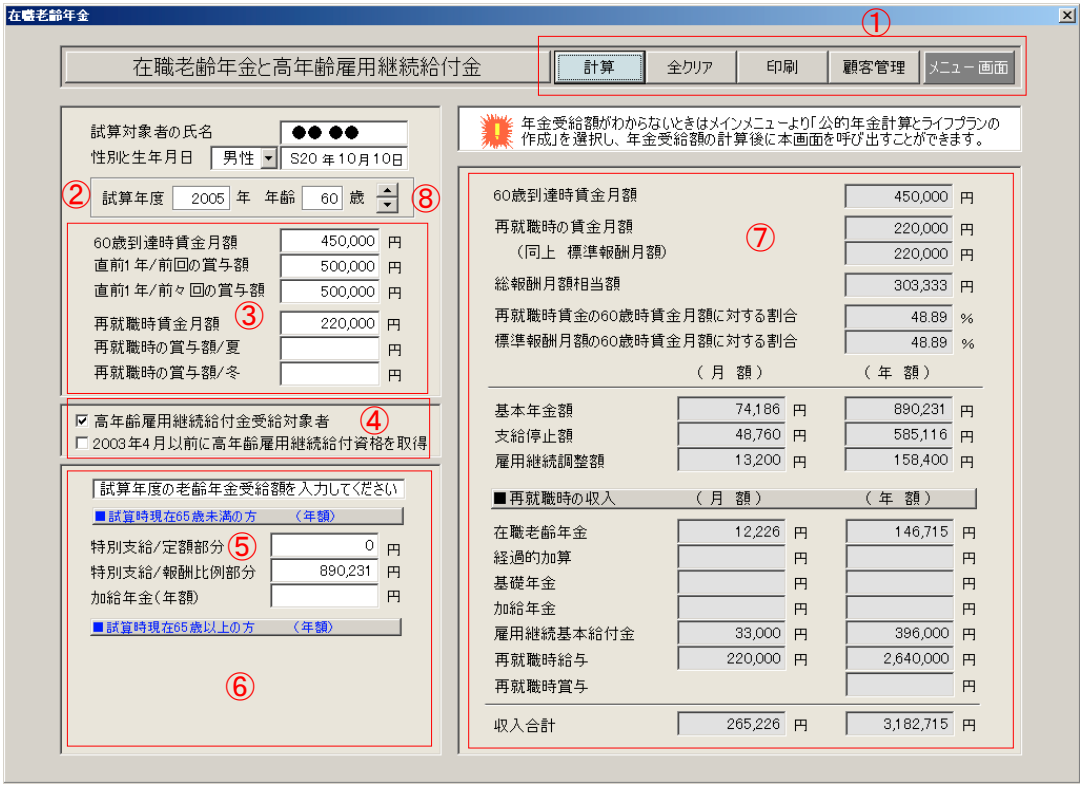


①操作ボタン。全ての入力が完了したら「計算」ボタンをクリックしてください。
②試算年度を入力します。年金計算画面より移動した場合、現在60歳未満の場合は60歳になる年度が自動的に表示されます。それ以外の場合本年度として表示されます。
③60歳到達時給与と再就職時の給与、直前１年間の賞与額を入力します。
総報酬制の実施により、賞与を含めた総報酬月額相当額により在職老齢年金の計算を行います。
年間3回までの賞与が対象となりますが、本ソフトでは年2回までの賞与しか計算できません。
また再就職時の収入を計算のため、再就職時に賞与があればその金額を入力します。

④60歳以後に再就職の場合一定の要件を満たせば雇用保険から高年齢雇用継続給付金を受給することができます。高年齢雇用継続給付金の受給資格がある場合チェックします。
直前５年間雇用保険の被保険者であることが必要です。初期設定は「受給資格あり」とします。
⑤65歳未満の場合、試算年度に受給できる定額部分と報酬比例部分の年金額等を入力します。
⑥65歳以上の場合表示されます、老齢厚生年金と経過的加算等の年金額を入力します。
⑦在職老齢年金と雇用継続給付金の計算結果が表示されます。
収入合計は再就職時の給与・賞与・年金・給付金の合計額が表示されます。
⑧年金受給額計算画面から本画面へ移動した場合、スピンボタンにより試算年度を変更するとその年度に受給できる年金額が自動的に表示されます。
年金受給額計算を行ってない場合、その年度に受給できる年金額を手入力することが必要です。

《注意事項》
年金受給額の入力に当たっては試算年度に受給できる年金額を入力することが必要です、63歳から定額部分を受給できる人の60歳時在職老齢年金の計算にあたっては、定額部分および加給年金の年金額は「0」となるため、報酬比例部分のみが計算の対象となります。

## ■厚生年金の繰上受給（一部繰上と全部繰上）

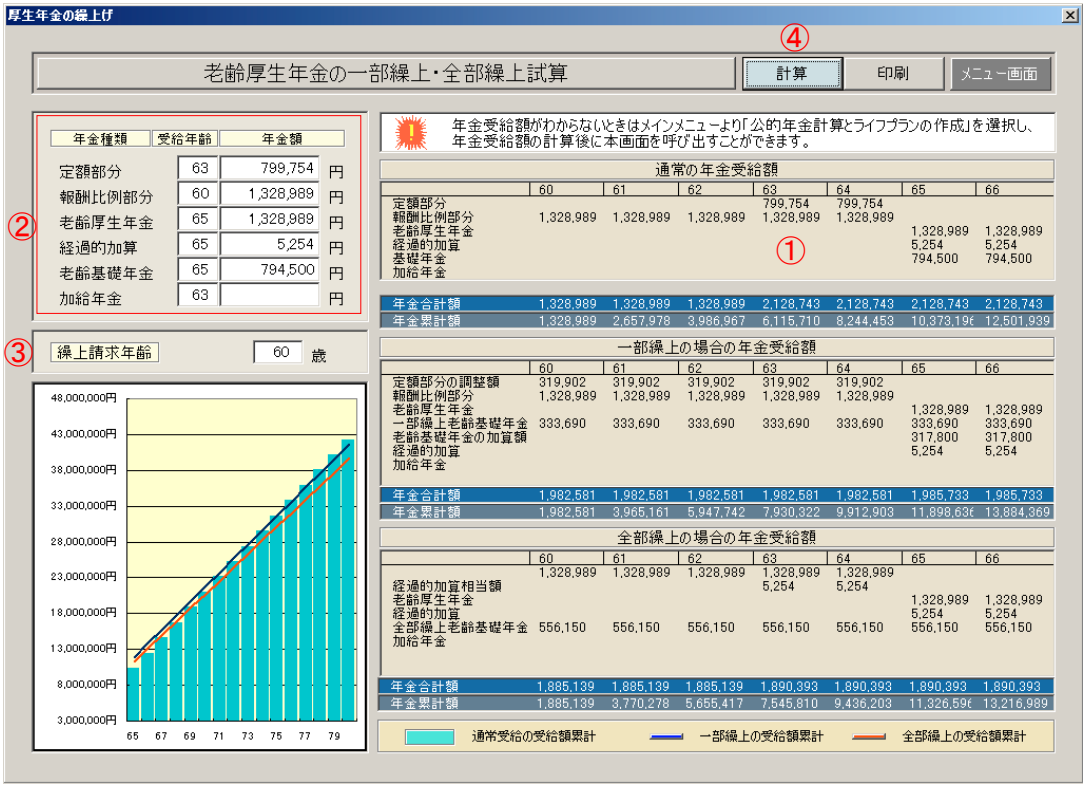


① 年金受給額を計算後に本画面へ移動した場合、本来の年金受給額が一覧表示されます。
② メニュー画面から「年金繰上計算」を選択の場合、項目別に受給額と受給年齢を入力します。
③ 何歳から繰上を開始するか年齢を指定します。
④ 計算ボタンをクリックすると一部繰上・全部繰上の計算結果を表示します。

## ■ 16年度年金改正に対する本ソフトの取りくみについて

平成16年度の年金改正では、平均標準報酬月額算出の16年再評価率の決定、再評価率の名目手取り賃金変動率による毎年度改定、マクロ経済スライドの導入等、大きな改正が行われました。
一方では平成12年改正法附則第21条による従前額保障の考え方から、現実的な年金計算は6年再評価率で算定された平均標準報酬月額をもちいて、乗率は5%カットのない旧乗率を使って計算されます。この場合計算式の末尾に物価スライド率1.031×0.988（0.988は平成16年度物価スライド率）を乗じていますが、16年度の改定により1.031×0.988を「従前額改定率（平成16年度1.001）」と改正されました。今後はこの従前額改定率を物価の変動により変えていくことになります。
やがては従前額保障の額も「従前額改定率（平成16年度1.001）」を使用したほうが多くなると思われますが、現時点では従来通り1.031×0.988を使用したほうが年金額が多くなることから本ソフトでは従来通りの計算式による年金額計算を行うことといたします。

また16年改正による新しい年金計算式で算出する年金額が従前額保障の年金額をいずれは上回ることになりますが、新制度については制定直後で不明確な部分や予測困難な部分も多いことから本ソフトにおいては従前額保障による年金額計算を行っています。年金受給が大分先になる若年世代については年金額が相違することもありますので取り扱いには十分ご注意ください。
マクロ経済スロイドについては2023年までは厚生労働省の予測に従い「物価上昇率-0.9%」の割合で年金額が上昇するものとし、2024年以降は完全物価スライドにて計算表示しています。

## ■国民年金基金

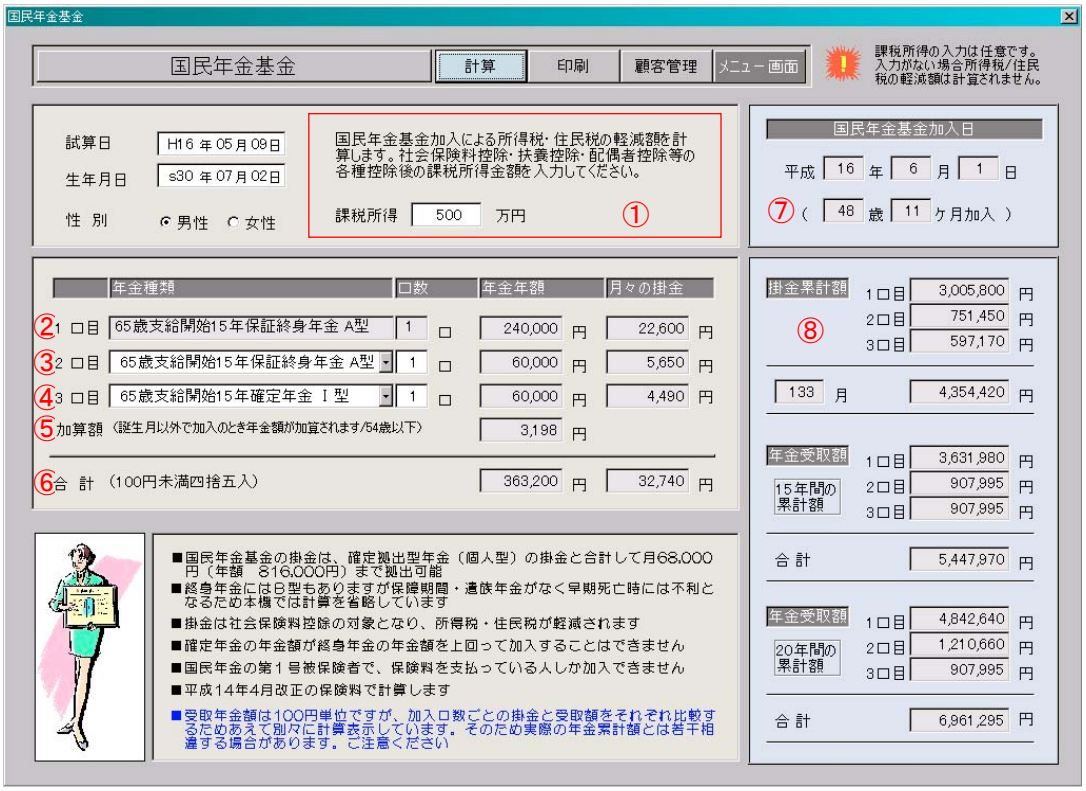


①課税所得を入力すると、基金加入による所得税・住民税の軽減額と掛金の実質負担額を計算します。
- ・課税所得の額は、必要経費や各種所得控除後の金額を入力してください。
- ・住民税の計算には入力された課税所得を使用して計算いるため概算の税額となります。
- ・60歳までの税額累計は、現在の課税所得がそのまま継続するものとして計算しています。
- ・税の計算にあたっては平成17年4月時点での税制により計算しています。

②1口目は必ず終身年金A型に加入しなければなりません。

③2口目以降は終身年金（1種類）・確定年金（3種類）のなかから選択します。
- ・本ソフトでは終身年金B型を選択不可としています。A型が15年の保証期間があるのに対しB型には保証期間がなく、早期死亡の場合不利となるためあえて割愛しています。

④追加で終身年金と確定年金を加入する場合、③と④にわけて入力します。

⑤誕生月以外の月に加入の場合、基本年金額に一定の額が加算され支給されます。

⑥合計の年金額と掛金月額が表示されます。

⑦加入日が表示されます。
- ・月末までに申し込んだ場合、翌月1日加入となります
- ・取り扱い金融機関によっては申し込み締切日が例えば毎月25日といった取り決めがあるため月末に申し込んだ場合、翌月1日加入が無理な場合もあります。ご注意ください。

⑧60歳までの掛金累計額と年金受給額が表示されます。
- ・年金額はすべての口数を合算し100円単位で決定されますが、本ソフトにおける受給額はそれぞれの年金ごとに掛金と受給額の比較ができるよう別々に計算しています。
  そのため、100円単位ごとに端数処理を行っておらず、実際の年金受給額と若干相違します。

《注意事項》
- ・国民年金基金の保険料は平成16年4月改正の保険料を使用しています。

## ■雇用保険（基本手当と高年齢雇用継続給付金の計算）

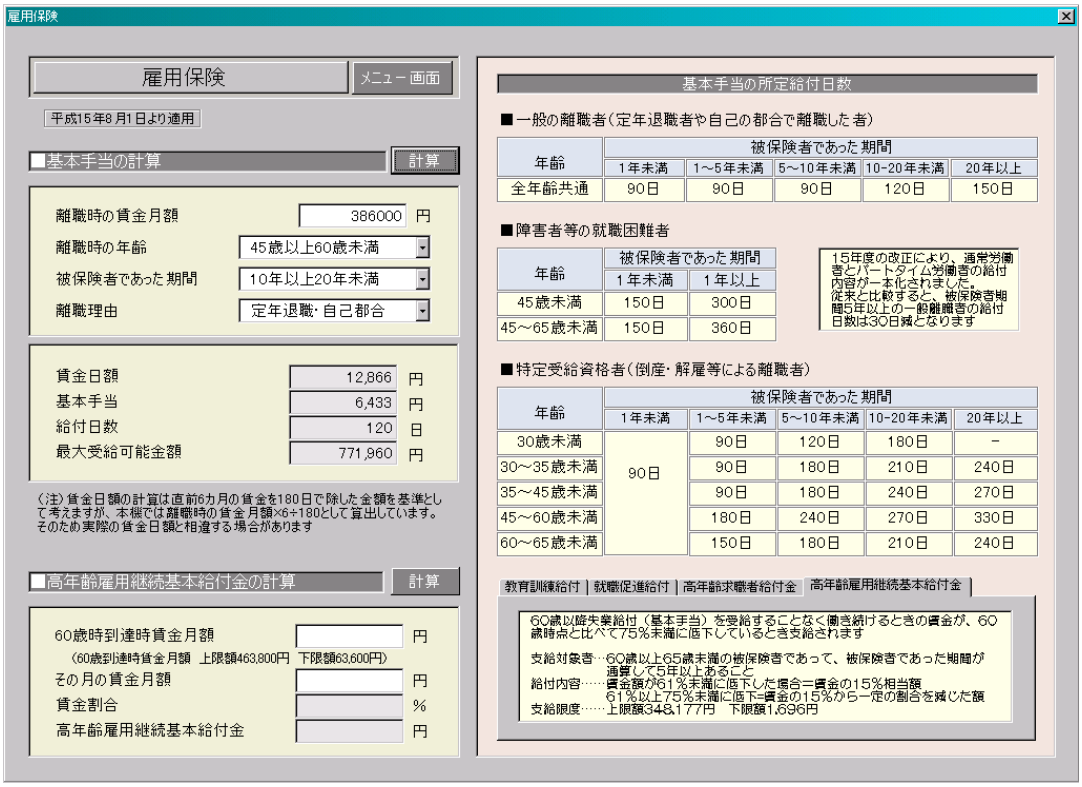


### ★雇用保険の改正に対する対応について

本ソフトによる計算結果は平成16年8月改正の雇用保険に基づく計算結果となります。
平成17年度の改正によっては計算結果が相違することがあります。ご注意ください。
雇用保険が改正された場合は、基本手当の計算、高年齢雇用継続給付金の計算および
在職老齢年金計算のうち雇用継続調整額等に影響します。

本ソフトご利用ユーザー様には雇用保険が改正された場合、対応版を弊社ホームページより
ダウンロードいただくことができます。改正版のリリース時期は9月を予定しております。
リリース時には弊社よりメールにてご案内をいたしますので、ユーザー登録においてメール
アドレスのご登録をお願いいたします。

## ■FPデータ集

6分野111ページの
データを収録
平成17年4月時点の
税制・社会保険制度
に基づき作成。

## ■FP関連サイトへのリンク

## ■MyPage編集

ＦＰ関連のホームページリンク集です。
あらかじめ58カ所のホームページが
登録されていますが、ご自分のお好み
のホームページを「MyPage」として
10カ所登録することができます。

MyPage編集　ボタンをクリックすると
右図の入力フォームが開きます。
HPのURLを入力、登録して下さい。

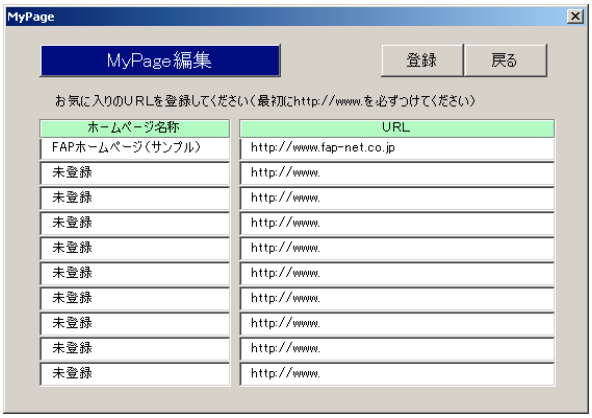

■厚生年金保険料/被保険者負担額(一般料率)　　(単位 円)

| | 報酬月額 | | 標準報酬 | 2004年10月～ | 2005年9月～ | 2006年9月～ | 2017年9月～ | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 円以上 | 円未満 | | 6.967% | 7.144% | 7.321% | 9.150% | |
| 1 等級 | | 101,000 | 98,000 | 6,828 | 7,001 | 7,175 | 8,967 | 円 |
| 2 等級 | 101,000～ | 107,000 | 104,000 | 7,246 | 7,430 | 7,614 | 9,516 | 円 |
| 3 等級 | 107,000～ | 114,000 | 110,000 | 7,664 | 7,858 | 8,053 | 10,065 | 円 |
| 4 等級 | 114,000～ | 122,000 | 118,000 | 8,221 | 8,430 | 8,639 | 10,797 | 円 |
| 5 等級 | 122,000～ | 130,000 | 126,000 | 8,778 | 9,001 | 9,224 | 11,529 | 円 |
| 6 等級 | 130,000～ | 138,000 | 134,000 | 9,336 | 9,573 | 9,810 | 12,261 | 円 |
| 7 等級 | 138,000～ | 146,000 | 142,000 | 9,893 | 10,144 | 10,396 | 12,993 | 円 |
| 8 等級 | 146,000～ | 155,000 | 150,000 | 10,450 | 10,716 | 10,981 | 13,725 | 円 |
| 9 等級 | 155,000～ | 165,000 | 160,000 | 11,147 | 11,430 | 11,714 | 14,640 | 円 |
| 10 等級 | 165,000～ | 175,000 | 170,000 | 11,844 | 12,145 | 12,446 | 15,555 | 円 |
| 11 等級 | 175,000～ | 185,000 | 180,000 | 12,541 | 12,859 | 13,178 | 16,470 | 円 |
| 12 等級 | 185,000～ | 195,000 | 190,000 | 13,237 | 13,574 | 13,910 | 17,385 | 円 |
| 13 等級 | 195,000～ | 210,000 | 200,000 | 13,934 | 14,288 | 14,642 | 18,300 | 円 |
| 14 等級 | 210,000～ | 230,000 | 220,000 | 15,327 | 15,717 | 16,106 | 20,130 | 円 |
| 15 等級 | 230,000～ | 250,000 | 240,000 | 16,721 | 17,146 | 17,570 | 21,960 | 円 |
| 16 等級 | 250,000～ | 270,000 | 260,000 | 18,114 | 18,574 | 19,035 | 23,790 | 円 |
| 17 等級 | 270,000～ | 290,000 | 280,000 | 19,508 | 20,003 | 20,499 | 25,620 | 円 |
| 18 等級 | 290,000～ | 310,000 | 300,000 | 20,901 | 21,432 | 21,963 | 27,450 | 円 |
| 19 等級 | 310,000～ | 330,000 | 320,000 | 22,294 | 22,861 | 23,427 | 29,280 | 円 |
| 20 等級 | 330,000～ | 350,000 | 340,000 | 23,688 | 24,290 | 24,891 | 31,110 | 円 |
| 21 等級 | 350,000～ | 370,000 | 360,000 | 25,081 | 25,718 | 26,356 | 32,940 | 円 |
| 22 等級 | 370,000～ | 395,000 | 380,000 | 26,475 | 27,147 | 27,820 | 34,770 | 円 |
| 23 等級 | 395,000～ | 425,000 | 410,000 | 28,565 | 29,290 | 30,016 | 37,515 | 円 |
| 24 等級 | 425,000～ | 455,000 | 440,000 | 30,655 | 31,434 | 32,212 | 40,260 | 円 |
| 25 等級 | 455,000～ | 485,000 | 470,000 | 32,745 | 33,577 | 34,409 | 43,005 | 円 |
| 26 等級 | 485,000～ | 515,000 | 500,000 | 34,835 | 35,720 | 36,605 | 45,750 | 円 |
| 27 等級 | 515,000～ | 545,000 | 530,000 | 36,925 | 37,863 | 38,801 | 48,495 | 円 |
| 28 等級 | 545,000～ | 575,000 | 560,000 | 39,015 | 40,006 | 40,998 | 51,240 | 円 |
| 29 等級 | 575,000～ | 605,000 | 590,000 | 41,105 | 42,150 | 43,194 | 53,985 | 円 |
| 30 等級 | 605,000～ | 635,000 | 620,000 | 43,195 | 44,293 | 45,390 | 56,730 | 円 |

| 厚生年金保険料率の今後の推移 | | | 国民年金保険料の今後の推移 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 2005年9月以降 | (平成17年) | 14.288% | 2005年4月以降 | (平成17年) | 13,580 円 |
| 2006年9月以降 | (平成18年) | 14.642% | 2006年4月以降 | (平成18年) | 13,860 円 |
| 2007年9月以降 | (平成19年) | 14.996% | 2007年4月以降 | (平成19年) | 14,140 円 |
| 2008年9月以降 | (平成20年) | 15.350% | 2008年4月以降 | (平成20年) | 14,420 円 |
| 2009年9月以降 | (平成21年) | 15.704% | 2009年4月以降 | (平成21年) | 14,700 円 |
| 2010年9月以降 | (平成22年) | 16.058% | 2010年4月以降 | (平成22年) | 14,980 円 |
| 2011年9月以降 | (平成23年) | 16.412% | 2011年4月以降 | (平成23年) | 15,260 円 |
| 2012年9月以降 | (平成24年) | 16.766% | 2012年4月以降 | (平成24年) | 15,540 円 |
| 2013年9月以降 | (平成25年) | 17.120% | 2013年4月以降 | (平成25年) | 15,820 円 |
| 2014年9月以降 | (平成26年) | 17.474% | 2014年4月以降 | (平成26年) | 16,100 円 |
| 2015年9月以降 | (平成27年) | 17.828% | 2015年4月以降 | (平成27年) | 16,380 円 |
| 2016年9月以降 | (平成28年) | 18.182% | 2016年4月以降 | (平成28年) | 16,660 円 |
| 2017年9月以降 | (平成29年) | 18.300% | 2017年4月以降 | (平成29年) | 16,900 円 |

# 特別支給の老齢厚生年金支給開始年齢

現行の厚生年金は、60歳から65歳になるまでの間定額部分と報酬比例部分からなる特別支給の老齢厚生年金が支給されていますが、平成13年4月1日から特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢を段階的に引き上げが実施されています。これに伴い、空白の生じた60歳からの期間は報酬比例部分に相当する年金（部分年金）を支給することになります。
今後これをさらに進展させ、残されていた報酬比例部分についても引き続いて引上げを行い、老齢基礎年金と同じ65歳支給にそろえることになりました。たとえば、昭和34年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた男子の場合は、64歳になって初めて年金をもらうことになります。
仮に60歳で会社を定年退職した場合、失業給付の基本手当を 150日（最長）受けたあとは64歳になるまで収入がありません。60歳から少しでももらえていた年金が、まったくもらえなくなるわけですから、老後の生活設計に大きな影響をあたえることになります。

## 60歳代前半の老齢厚生年金の支給開始年齢の引き上げ